

令和 7 年第 2 回定例会

新 郷 村 議 会 会 議 録

令和 7 年 6 月 9 日 開会

令和 7 年 6 月 1 3 日 閉会

新 郷 村 議 会

令和7年第2回新郷村議会定例会会議録目次

諸般の報告（令和7年第1回議会定例会閉会（2月28日）後）	1
会期日程	3

第 1 号（6月9日）

議事日程	5
本日の会議に付した事件	5
出席議員	6
欠席議員	6
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	6
職務のため出席した者の氏名	6
開会の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
報告第1号、報告第2号、議案第30号から議案第40号までの上程、説明	8
報告について	11
散会の宣告	11

第 2 号（6月12日）

議事日程	13
本日の会議に付した事件	13
出席議員	13
欠席議員	13
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	13
職務のため出席した者の氏名	13
開議の宣告	15
一般質問	15
稲 葉 嘉 浩 君	15
滝 沢 仁 君	19

散会の宣告.....	2 1
------------	-----

第 3 号（6月13日）

議事日程.....	2 3
本日の会議に付した事件.....	2 3
出席議員.....	2 4
欠席議員.....	2 4
地方自治法第121条の規定による者の職氏名.....	2 4
職務のため出席した者の氏名.....	2 4
開議の宣告.....	2 5
議案第30号の質疑、討論、採決.....	2 5
議案第31号の質疑、討論、採決.....	2 5
議案第32号の質疑、討論、採決.....	2 6
議案第33号の質疑、討論、採決.....	2 7
議案第34号の質疑、討論、採決.....	2 7
議案第35号の質疑、討論、採決.....	2 8
議案第36号の質疑、討論、採決.....	2 8
議案第37号の質疑、討論、採決.....	2 9
議案第38号の質疑、討論、採決.....	3 0
議案第39号の質疑、討論、採決.....	3 0
議案第40号の質疑、討論、採決.....	3 1
委員会の閉会中の継続調査について.....	3 1
村長挨拶.....	3 2
閉会の宣告.....	3 2
署名議員.....	3 5

諸般の報告（令和７年第１回議会定例会（令和７年２月２８日）後）

令和７年６月９日（月）

◎ 議員の自動失職について

議員 佐藤和友

５月１３日、新郷村長選挙立候補のため、公職選挙法第９０条の規定により自動失職。

◎ 議決結果の報告

- ３月７日、令和７年第１回議会定例会の議決を経た議案を、地方自治法第１６条第１項、第１２３条第４項及び第２１９条第１項の規定により村長に送付。

◎ 監査の報告受理

- ３月１８日、４月１８日及び５月２３日、監査委員から例月出納検査の報告を受理。

◎ 系統議長会関係

- ５月２３日、三戸郡町村議会議長会臨時総会出席。
- ５月２７日、全国町村議会議長副議長研修会（東京国際フォーラム）出席。

◎ 議員派遣の報告

- ３月１８日、五戸地区議会議員協議会役員会に出席した議員から、次のとおり報告を受理。

日 時 令和７年３月１８日

場 所 五戸町

目 的 五戸地区議会議員協議会主催による役員会

派遣議員 横道一男、滝沢 仁、村岡和俊

- ４月２５日、五戸地区議会議員協議会定時総会・研修会に出席した議員から、次のとおり報告を受理。

日 時 令和７年４月２４日

場 所 五戸町

目 的 五戸地区議会議員協議会主催による総会及び研修会

派遣議員 横道一男、滝沢 仁、村岡和俊、才神幸男、稲葉嘉浩、佐藤泰司

- ５月２９日、全国議長・副議長研修会に出席した議員から、次のとおり報告を受理。

日 時 令和７年５月２７日

場 所 東京都

目 的 全国町村議会議長会主催による研修会

派遣議員 滝沢 仁

- 5月21日、町村議会広報研修会に出席した議員から、次のとおり報告を受理。

日 時 令和7年5月21日

場 所 青森市

目 的 県町村議会議長会主催による議会広報研修会

派遣議員 才神幸男、稲葉嘉浩

会 期 日 程

令和 7 年第 2 回新郷村議会定例会会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容	開議時間
6 月 9 日	月	本会議	議案一括上程、提案理由説明	午前 1 0 時
6 月 1 0 日	火	休 会	議案熟考	
6 月 1 1 日	水	委員会	各委員会	午前 9 時
6 月 1 2 日	木	本会議	一般質問	午前 1 0 時
6 月 1 3 日	金	本会議	議案審議	午前 1 0 時

第 1 日 (6 月 9 日)

令和 7 年第 2 回新郷村議会定例会

令和 7 年 6 月 9 日（月曜日）午前 10 時 03 分開会

議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 1 号、報告第 2 号、議案第 30 号から議案第 40 号まで（村長提出・提案理由説明）

日程第 4 報告第 1 号、報告第 2 号

報告第 1 号 出資法人の決算状況の報告について

「一般財団法人 新郷村ふるさと活性化公社」

報告第 2 号 令和 6 年度新郷村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

本日の会議に付した事件

報告第 1 号 出資法人の決算状況の報告について

「一般財団法人 新郷村ふるさと活性化公社」

報告第 2 号 令和 6 年度新郷村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

議案第 30 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

「令和 6 年度新郷村一般会計補正予算（第 8 号）」

議案第 31 号 新郷村税条例の一部を改正する条例案について

議案第 32 号 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

議案第 33 号 新郷村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

議案第 34 号 新郷村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

議案第 35 号 新郷村地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する条例の一部を改正する条例案について

議案第36号 令和7年度新郷村一般会計補正予算（第1号）案について

議案第37号 令和7年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案について

議案第38号 令和7年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案について

議案第39号 令和7年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第1号）案について

議案第40号 令和7年度新郷村簡易水道事業会計補正予算（第1号）案について

出席議員（7名）

2番	佐藤泰司君	3番	稲葉嘉浩君
4番	才神幸男君	5番	横道一男君
6番	村岡和俊君	7番	滝沢仁君
8番	福山恵一郎君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長	佐藤和友君	教職事務代理者	佐々木広幸君
総務課長	横道敏克君	会計管理者	中鶴間淳子君
企画商工 観光課長	松原健夫君	農林課長 兼農業委員会 事務局長	高見憲一君
建設課長	福山鋼蔵君	税務課長	前山艶子君
厚生課長	保土沢京子君	診療所事務長	長峯満君
教育委員会 総務課長	横沢幸治君		

職務のため出席した者の氏名

議事 事務局 会長	福山徹君	主査	山岸夏海君
総務課主査	福山拓史君		

◎開会の宣告

○議長（横道一男君） 定足数に達していますので、令和7年第2回新郷村議会定例会を開会いたします。

本日、総務課主査、福山拓史君が議会事務補助として出席しています。議長が福山君の議会への出席を許可いたします。

これから本日の会議を開きます。

これから諸般の報告をいたします。

報告事項については、お手元に配付した資料のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前10時03分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（横道一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、福山恵一郎君、村岡和俊君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（横道一男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の日程等については、議会運営委員会の審議の結果、お手元に配付のとおりですが、この際、議会運営委員長から報告を求めます。

委員長、稲葉嘉浩君。

○議会運営委員長（稲葉嘉浩君） ご報告いたします。

議会運営委員会において審議した結果は、お手元に配付してあります会期日程表のとおりであります。本日から6月13日までの5日間といたします。

以上、報告を終わります。

○議長（横道一男君） ただいまの委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は委員長報告のとおり本日から6月13日までの5日間と決定いたしました。

◎報告第1号、報告第2号、議案第30号から議案第40号までの上程、説明

○議長（横道一男君） 日程第3、報告第1号、報告第2号、議案第30号から議案第40号までの議案11件を一括上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（佐藤和友君） おはようございます。

令和7年第2回新郷村議会定例会提案のご説明を申し上げます。

本日ここに、令和7年第2回新郷村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の折、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げるとともに、本定例会に提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思います。

まず、このたびの村長選挙におきまして、村民の皆様から厚い信任を賜り村長を拝命いたしました佐藤和友です。就任に当たり、厚く御礼申し上げます。

また、村の発展のため、これまでの皆様の努力とご尽力に深く感謝申し上げます。

村長として新郷村の村政を担うという重責を深く自覚しております。

私が村長として掲げるものは、「アイディア&チャレンジ」、「シン・新郷村」、「活気を取り戻す!」、そして「新しい村づくり」です。新しい村とは、村を進化させていくということです。環境、技術、人口などあらゆるものが変化していきます。だから進化が必要なのです。

今、新郷村は、人口流出、少子化、高齢化、そして人口減少の問題を抱えており、それを改善、解決していかないと、2050年には本当に人口が800人台となり、自治体としての新郷村が存続できなくなる可能性、極端に言えば消滅する危険があります。自分たちの子供や孫のふるさとを残していくのは我々の責任だと思っております。そのためには、役場、議会、村民が同じ問題意識を持ち、お互いを信頼し、同じ目標に一丸となって向かっていく、これが大事なことだと考えます。

国や県、他市町村との連携も強化していく、そして安心・安全で、家族でもお一人様でも誰でも住みやすい、そして活気のある村をつくる。これが「シン・新郷村5つのチャレンジ」、

私の公約ですが、これは村民の声からつくったものです。

- 1、社会福祉、教育、子育て世代への新しい支援。
- 2、インフラの整備、防災と災害対策 新しい事業。
- 3、新しい情報公開 問題点・改善点を住民と共有。
- 4、村民の所得向上、農林畜産、商業活性化の新しい支援。
- 5、観光資源の活用、新郷ブランドの強化。

全てに意味が詰まっており、つながっております。

議員の皆様、村民の皆様と一緒に考え、行動し、そして新しい村づくりを実現させるため、全力で取り組む所存でございますので、今後ともご指導、ご鞭撻を賜るようよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案いたしました報告2件、議案11件についてご説明申し上げます。

報告第1号 出資法人の決算状況の報告については、地方自治法第243条の3第2項による出資法人である一般財団法人新郷村ふるさと活性化公社の経営状況を報告するものであります。

報告については、お手元の資料のとおりでございますので、ご報告とさせていただきます。

報告第2号 令和6年度新郷村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による令和6年度新郷村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告であります。

報告については、お手元の資料のとおりでございますので、ご報告とさせていただきます。

議案第30号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについては、令和6年度新郷村一般会計補正予算（第8号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,052万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億969万3千円といたしました。

歳入の主な内容は、2款地方譲与税651万4千円、10款地方交付税1億610万7千円、14款国庫支出金1,494万1千円、16款財産収入2,339万1千円、20款諸収入948万1千円をそれぞれ追加し、18款繰入金1億2,243万7千円、21款村債240万円をそれぞれ減額しております。

歳出の主な内容は、2款総務費で、いきいき新郷むらづくり基金積立金を3,200万円、3款民生費で地域福祉基金積立金27万1千円、6款農林水産業費で農林業振興基金積立金他788万6千円、10款教育費で教育振興基金積立金37万1千円をそれぞれ追加しております。

す。

議案第 3 1 号 新郷村税条例の一部を改正する条例案については、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が原則として令和 7 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本条例の一部について所要の改正が必要となったため提案するものであります。

議案第 3 2 号 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、国民健康保険法施行令の一部改正に合わせ、課税限度額の引上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しをする必要が生じたため、本条例の一部改正を提案するものであります。

議案第 3 3 号 新郷村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、本条例の一部について所要の改正が必要となったため提案するものであります。

議案第 3 4 号 新郷村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準との整合性を図るため提案するものであります。

議案第 3 5 号 新郷村地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する条例の一部を改正する条例案については、国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第 3 6 号 令和 7 年度新郷村一般会計補正予算（第 1 号）案であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 9 8 5 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 7 億 5, 9 2 5 万 5 千円といたしました。

歳入の主なる内容は、1 5 款県支出金 2 3 8 万 7 千円、1 8 款繰入金 3, 7 3 3 万 8 千円をそれぞれ追加しております。

歳出の主なる内容は、2 款総務費、7 項企画振興費でガバメントクラウド対応照会発行サーバ構築業務委託 2 0 6 万 8 千円、3 款民生費、1 項社会福祉費で介護保険特別会計繰出金 6 5 0 万円、7 款商工費、1 項商工費で温泉施設改築基本調査業務委託 2 0 0 万円をそれぞれ追加しております。

以上が令和7年度新郷村一般会計補正予算（第1号）案の概要でございます。

議案第37号 令和7年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,136万3千円といたしました。

議案第38号 令和7年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,314万6千円といたしました。

議案第39号 令和7年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第1号）案についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ650万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億96万6千円といたしました。

議案第40号 令和7年度新郷村簡易水道事業会計補正予算（第1号）案についてありますが、収益的収入及び支出の予定額にそれぞれ26万8千円を追加しております。

以上、ご提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、原案どおりご承認、御議決賜りますようお願い申し上げます。

令和7年6月9日、新郷村長、佐藤和友。

◎報告について

○議長（横道一男君） 日程第4、報告第1号 出資法人の決算状況の報告について「一般財団法人新郷村ふるさと活性化公社」、報告第2号 令和6年度新郷村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については報告事項であります。内容については、提案説明の際に報告されております。ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（横道一男君） 以上をもって本日の議会日程は終了いたしました。

来る6月12日には午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時22分）

第 2 日 (6 月 1 2 日)

令和7年第2回新郷村議会定例会

令和7年6月12日（木曜日）午前10時01分開議

議事日程（第2号）

日程第 1 一般質問

稲葉嘉浩君

滝沢 仁君

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出席議員（7名）

2番 佐藤泰司君

3番 稲葉嘉浩君

4番 才神幸男君

5番 横道一男君

6番 村岡和俊君

7番 滝沢 仁君

8番 福山 恵一郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村 長 佐藤和友君

総務課長 横道敏克君

会計管理者 中鶴間 淳子君

企画商工課長 松原健夫君

農林課長
兼農業委員会
事務局 長 高見 憲一君

建設課長 福山 鋼蔵君

税務課長 前山 艶子君

住民課長 平 菫美幸君

厚生課長 保土沢 京子君

診療所事務長 長 峯 満君

教育委員会
総務課 長 横沢 幸治君

職務のため出席した者の氏名

議事	局長	福山	徹君	主	査	山岸	夏海君
務局							
総務課	主査	福山	拓史君				

◎開議の宣告

○議長（横道一男君） おはようございます。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、総務課主査、福山拓史君が議会事務補助として出席しています。議長が福山君の議会への出席を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前10時01分）

◎一般質問

○議長（横道一男君） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 稲 葉 嘉 浩 君

○議長（横道一男君） 質問の通告がありますので、順次発言を許します。

3番、稲葉嘉浩君。

○3番（稲葉嘉浩君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

まずは、佐藤和友村長、先月行われました新郷村長選挙でのご当選、誠におめでとうございます。新郷村の発展と新郷村民の豊かな生活、そして子供たちの明るい未来のために、様々な議論を交わしながら、一緒に頑張っていきましょう。よろしくお願いします。

それでは、通告書に従いまして村長にお伺いいたします。

佐藤和友新村長が今回の選挙戦で掲げた「シン・新郷村5つのチャレンジ」の公約の中で、教育、子育て若者世代への新しい支援として、高校通学バスがあります。

そこで、高校通学バスについて、以下のとおり質問いたします。

- 1、高校通学バスの内容と公約とした経緯は。
- 2、高校通学バスの施策を実現するための方法は。
- 3、その時期はいつ頃と考えるのか。

以上の質問にお答えください。

なお、再質問は自席からさせていただきます。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（佐藤和友君） 皆様、おはようございます。

3番、稲葉議員の高校通学バスについてにお答えします。

1、高校通学バスの内容と公約とした経緯についてですが、当村では、村内の中学生が高校へ進んだ際、最寄りの駅や学校までの通学手段が十分に確保されていないのが現状です。特に、公立高校に進学した生徒については、通学バスの運行がないため、多くの家庭で保護者が自家用車による送り迎えを余儀なくされております。一方で、私立高校では、学校側が独自に通学バスを運行しており、生徒や保護者の負担が軽減されております。このような違いが進学先の選択に影響を与えているという実情もあります。

こうした状況を踏まえ、選挙公約として高校通学バスの導入を掲げました。これは公立高校への通学環境を整えることで、生徒が進学先を経済的や地理的な制約ではなく、自らの将来の目標に基づいて選べる環境をつくること、また保護者の時間的、金銭的な負担を軽減し、家庭の時間や就労時間の確保につなげることを目的としています。

次に、2番、高校通学バスの施策を実現するための方法についてですが、導入に向けて、関係部局による庁内チームを組織し、プロジェクトとして具体的な実現方法について検討を進めてまいります。村のバスを活用するのか、外部の事業者へ委託するのかといった運行形態や費用面、安全面等も含め、様々な観点から詳細に検討していく必要があると考えております。

次に、3番、その時期はいつ頃と考えるかについてですが、早い時期の実現を目指したいと考えておりますが、村民の皆様や関係者のご意見を伺いながら、段階的に案を示し、丁寧に議論を重ねていく中で慎重に判断していく所存です。地域の実情に即した持続可能な仕組みとなるよう検討を進めてまいります。

以上、稲葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（横道一男君） 3番、稲葉嘉浩君。

○3番（稲葉嘉浩君） 先日、新聞記事の中で、新郷村の高校生が八戸市内の高校へ通っている母親との取材記事が掲載されていまして。高校生は毎日、朝6時に自宅を出て、バスで2時間かけて通学している。そして、母親は、午後から八戸で働き、高校生の帰宅時間に合わせて迎えに行くというものでした。

先ほど、村長の答弁にありましたが、生徒の進学の実現に交通の便が影響することはあってはならないことだと思います。私が話を聞いた保護者の中には、父親は地元で仕事をしている、母親が八戸で働いているために、子供の進路を決める際、十和田方面の高校進学を考えなければ、送迎ができないため、八戸の高校へ進学してもらったという方がいらっしゃいました。

新郷中学校の進学先を見ますと、令和6年度卒業生、現在の高校1年生は16人、令和5年度卒業、現在2年生は15名、令和4年度卒業、現在3年生は9名で、合計40名です。国立八戸高専と弘前実業高校へ進学した2人を除く38人のうち、八戸方面の高校へ進学した生徒は、県立、私立合わせると29名になります。また、十和田、百石方面は7名、名久井農業が2名になっています。

それぞれの生徒が、今はなくなってしまったかもしれませんが、下宿やアパートに住んだり、村長もそうだったと思いますが、家族ごと八戸に住んだりしていますが、やはり多くの生徒は保護者の送迎やスクールバスを利用していることになります。

スクールバスについて調べてみましたけれども、学校によって違いがありますが、年間約11万円から17万円の費用がかかります。また、保護者の送迎を考えた場合、JAの新郷スタンドに確認しますと、今日現在ですが、月木土は特売日ということなので、通常より3円安いそうですが、レギュラーガソリンが1リットル当たり168円、通常は171円です。軽油でいうと1リットル当たり148円、通常151円ですので、年間の燃料費を考えると家計の負担はかなりのものがあります。

そこで村長にお聞きします。

今回の高校通学バスに係る費用は全額、新郷村が負担すると考えてよろしいでしょうか。生徒や保護者の費用負担はあるのか。また、対象者は令和7年度卒業予定者だけでなく、前年度卒業生とか前々年度卒業生と考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（佐藤和友君） ただいまの稲葉議員の質問にお答えします。

一番考えているのは、まずはスクールバスの運行、これはかなりのいろんな検討が必要で、費用面についてもいろんな安全面についても、これからいろいろ考えるところでございます。

そして、費用面については、これも今、各庁内でプロジェクトチームをつくっており、ここまではまだ、実際は計画の段階ですので、ここまではまだ、まずは現状を調査すると。今、稲葉議員が言われたとおり、かなり細かい調査いただきましたけれども、これもぜひ参考にさせていただいて、前向きにいろんな意味で村民の支援ができるよう、これから考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（横道一男君） 3番、稲葉嘉浩君。

○3番（稲葉嘉浩君） 高校通学バスの運用については、市町村をまたぐことや運行許可等の

課題があります。先ほど運行費用の負担について聞いたんですが、料金をもらっての運行ということになると、該当する法律も違いますし、許可の内容や手続上の問題も難しくなってくると思います。

そこで改めて質問したわけですが、できれば行政のほうで全部負担できれば、財源の問題もあるんで難しいかもしれませんが、その方向でいってもらえればと思います。

先日、新郷中学校の校長先生とお話をいたしました。進路指導については、例年８月の各高校での入学体験から始まるそうですが、それでは遅いと感じていらっしやいまして、今年は全校進学学習会を７月７日から実施することにしたそうです。

全校進学学習会とは、生徒及び保護者を対象とした進路研修会を開催して、八戸、三戸郡内の県立高校及び私立高校の担当者から、新郷中学校に来てもらって、私立高校におけるウェブ出願とか方法が変わっていますので、入試の概要等について説明を受けるということだそうです。その後に８月に入学体験を行って、１１月には三者面談を行い、１２月には私立高校の出願がスタートするそうです。

校長先生によると、学校のスタンスとしては、子供の行きたいところに行かせてあげたいと、選択肢が増えることは子供たちにとってすごくいいことだと思いますということです。ただ、進学させるのは保護者の方ですし、送迎も保護者の方がやっているんで、生徒のためにはもちろん、保護者の負担を考えると、高校通学バスはぜひあったほうがいいと思いますというお話を伺いました。

高校通学バスが実現すれば、県内初となる事業です。様々な課題があると思いますが、保護者も学校側もこの高校通学バスに期待しています。先ほど述べたタイムスケジュールを考えると、とにかく早急に取り組まなければなりません。子供たちの進路だけでなく、子供たちの未来のために、村長が言う「シン・新郷村」実現の第一歩と考えて取り組んでいただければと思います。

以上、私の一般質問を終わります。

（「議長、休憩動議。資料を忘れてきたから取りに行きたいんですけれども」の声あり）

○議長（横道一男君） 暫時休憩を取ります。

（午前１０時１４分）

○議長（横道一男君） それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

(午前 10 時 16 分)

○議長（横道一男君） 以上で、稲葉嘉浩君の一般質問を終わります。

◇ 滝 沢 仁 君

○議長（横道一男君） 次に、滝沢仁君の発言を許します。

7 番、滝沢仁君。

○7 番（滝沢 仁君） おはようございます。

議長のお許しが出たので、一般質問に入る前に一言、さきの村長選において村長が当選したことに心よりお祝い申し上げます。また、応援した者の一人として大変喜ばしく思っております。当選の吉報を聞いたときのみんなの涙の歓喜は一生忘れられないこととなりました。

2 期目、3 期目を目指す現職を新人が破るということは、新聞報道でもありましたが、県内の政界に大きな衝撃を与えました。また、村長は、就任から4日間のうちで3回もテレビ報道されるなど、村内外に向けてアピールしているものと思っております。

また、先日、私も同行いたしました。宮下県知事に表敬訪問した際、宮下知事は大変当選を喜ばれ、これから新郷村を応援してくれるという力強いお言葉をいただき、また、来年のキリスト祭にはぜひ参加したいと言ってくれました。このパイプを生かし、村勢発展を切に願うところであります。

また、先日、ある役場職員と話をする機会がありました。その職員は、今までとは違い、村長は行政目線でなく村民目線で話をする村長だと言ってくれました。これも大変喜ばしいことだと思います。

話が前後いたしますが、村長は選挙戦で、「シン・新郷村」、「新郷村に活気を取り戻す」、「アイディア&チャレンジ」等を訴えてきました。その5つのチャレンジの中に鳥獣被害対策強化というのがあります。そのことについて、今回、一般質問をさせていただきます。

それでは、通告にのっとり一般質問をさせていただきます。

近年、鳥獣、イノシシ、鹿、熊等による被害が増加傾向にあります。幸い、人的被害等は報告されていないようだが、今後、被害の増加が見込まれると思います。村長は、これは話が前後しますが、さきの村長選で公約でも鳥獣被害について対策をすると言っていたが、具体的にどのようにするのかを伺います。

なお、再質問は自席にてさせていただきます。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（佐藤和友君） ただいまの滝沢議員の質問の今後の鳥獣対策についてお答えいたします。

令和6年度における有害鳥獣の捕獲状況は年々増加しており、特にイノシシの捕獲頭数、被害報告、目撃情報が増加傾向にあり、この先もさらに増えるものと予測しております。

今年度の対策として、まずは本日、関係機関にご参集いただき、令和7年度鳥獣被害対策会議を開催し、現状と具体的な対策について協議を進めます。

次に、6月21日には、住民を対象とした鳥獣被害対策に関する座学と、電気柵の設置研修会を開催する予定です。

また、鳥獣対策を担う猟友会におかれましては、銃の消耗品価格が高騰している現状があります。この課題とニーズを詳細に分析し、最も効果的な補助内容を検討して、猟友会の活動を支援できるよう実現したいと考えております。

さらに、職員へのわな猟免許取得を促進し、担い手を増やして駆除隊と一丸となって鳥獣対策に取り組んでまいります。

以上、滝沢議員への答弁とさせていただきます。

○議長（横道一男君） 7番。

○7番（滝沢 仁君） 早速、今日から取り組むということで、先ほど会場準備していたところをたまたま見かけて、聞いておりました。それは大変いいことだと思います。

私、この鳥獣被害については、ずっと質問してきました、何回も。もう何年になるのかな、相当してきたつもりです。なかなか思うように進まず、すごく強い思いがあります、このことに対しては。農家の皆さんがせっかく作物を作って、いざ収穫というときに荒らされる。今までの苦労がもう水の泡という惨状を何度も見てきました。そしてまた、電気柵等を少し、私に言わせれば全然足りない支援だったと、今までは、思っております。

村長が公約で、これチラシありますけれども、村民の所得向上と、これこそ、せっかく明日あさってに出荷する農作物を食い荒らされたのでは、たまったものではありません。

まず、それは十分分かっているものと思われませんが、今日から会議を始めたり進めているのは分かりますが、予算化がされておられません。これをいつどういうふうにするのか、どういう考えがあるのかお知らせください。

すみません、ちょっと言い方間違いました。補正予算でも組む気があるのかどうか、このことについてお知らせください。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（佐藤和友君） ただいまの滝沢議員の質問についてお答えいたします。

まずは、今日、会議が開かれ、現状とこれからのどんな対策が必要なのか、まず大体のところ分かりますから、それについて、その後、庁内のほうできちんと検討し、そして必要な分、補正できちんと予算を組もうと考えております。

以上です。

○議長（横道一男君） 7 番。

○7 番（滝沢 仁君） 村長は、提案説明、所信表明で、村長として新郷村の村政を担う重責を深く自覚しております。まさにこれも村政の大事なところだと思います。

先ほど答弁にありましたが、今まず初夏 6 月です。遅くても 9 月には補正予算を組まないと、1 2 月とかになればもう雪降って必要がなくなります。そのときには絶対組むというご答弁をいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（佐藤和友君） まずは、今日の会議の内容をまずきちんと分析し、必要であればきちんと 9 月の補正に組もうと思っております。

以上です。

○議長（横道一男君） 以上で、滝沢仁君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（横道一男君） これで本日の議事日程は終了しました。

来る 1 3 日は午前 1 0 時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前 1 0 時 2 7 分）

第 3 日 (6 月 1 3 日)

令和 7 年第 2 回新郷村議会定例会

令和 7 年 6 月 1 3 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分開議

議事日程（第 3 号）

- 日程第 1 議案第 3 0 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
「令和 6 年度新郷村一般会計補正予算（第 8 号）」
- 日程第 2 議案第 3 1 号 新郷村税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 3 議案第 3 2 号 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第 3 3 号 新郷村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第 3 4 号 新郷村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 3 5 号 新郷村地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第 3 6 号 令和 7 年度新郷村一般会計補正予算（第 1 号）案について
- 日程第 8 議案第 3 7 号 令和 7 年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案について
- 日程第 9 議案第 3 8 号 令和 7 年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案について
- 日程第 1 0 議案第 3 9 号 令和 7 年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案について
- 日程第 1 1 議案第 4 0 号 令和 7 年度新郷村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）案について
- 日程第 1 2 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程第 3 号に同じ

出席議員（７名）

2番	佐藤泰司君	3番	稲葉嘉浩君
4番	才神幸男君	5番	横道一男君
6番	村岡和俊君	7番	滝沢仁君
8番	福山恵一郎君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長	佐藤和友君	教職事務代理者	佐々木広幸君
総務課長	横道敏克君	会計管理者	中鶴間淳子君
企画商工 観光課長	松原健夫君	農林課長 兼農業委員局長	高見憲一君
建設課長	福山鋼蔵君	税務課長	前山艶子君
住民課長	平葭美幸君	厚生課長	保土沢京子君
診療所事務長	長峯満君	教職事務課長 兼農業委員局長	横沢幸治君

職務のため出席した者の氏名

議事 事務局 会長	福山徹君	主査	山岸夏海君
-----------------	------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（横道一男君） おはようございます。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前 10 時 00 分）

◎議案第 30 号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第 1、議案第 30 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて「令和 6 年度新郷村一般会計補正予算（第 8 号）」についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第 30 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 30 号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号は承認することに決定しました。

◎議案第 31 号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第 2、議案第 31 号 新郷村税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第３１号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第３１号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３１号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３２号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第３、議案第３２号 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第３２号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第３２号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３３号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第４、議案第３３号 新郷村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第３３号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第３３号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３４号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第５、議案第３４号 新郷村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第34号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第6、議案第35号 新郷村地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第35号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第7、議案第36号 令和7年度新郷村一般会計補正予算（第1号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第36号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第8、議案第37号 令和7年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第37号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３８号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第９、議案第３８号 令和７年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第３８号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第３８号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３８号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３９号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第１０、議案第３９号 令和７年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第１号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第39号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第11、議案第40号 令和7年度新郷村簡易水道事業会計補正予算(第1号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第40号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長(横道一男君) 日程第12、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、総務、厚生、財政、教育及びこれらに関する事項の調査、産業建設常任委員長から、農林、商工、公有林野、土木建築及びこれらに関する事項の調査、議会運営委員長から、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項の調査について、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本定例会に付議された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を終了します。

（午前１０時１２分）

◎村長挨拶

○議長（横道一男君） 村長よりご挨拶があります。

村長。

○村長（佐藤和友君） 議会閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

令和７年第２回新郷村議会定例会にご提案申し上げました全ての議案におきまして、ご承認いただき、誠にありがとうございました。

私、村長としては、最初の議会でした。多々至らぬ点があったと思いますが、議長、議員の皆様のご協力をいただき、滞りなく議会が進んだこと、重ねてお礼申し上げます。

これから新郷村の将来のために、新しい村づくり、住みよい幸せな村づくりのために、議員の皆様、職員と一緒に村民の声を聞き、アイデアを出し、力を合わせて課題を解決、実現していきたいと考えております。

議員の皆様には健康には十分に留意され、ますますのご活躍をお祈り申し上げ、お礼の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（横道一男君） 令和７年第２回新郷村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前 1 0 時 1 4 分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 9 月 2 日

議 長 横道 一男

署 名 議 員 福山 恵一郎

署 名 議 員 村岡 和俊